

政令第十号

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表十二の項中「一万千円」を「九千九百円」に改め、同表十三の項の1中「一万五千円」を「一万三千円」に、「一万千七百円」を「一万円」に改め、同表十四の三の項中「八千円」を「八千七百円」に改め、同表十六の項の2のハ中「五十三万円」を「五十七万円」に改め、同項の2のニの(1)中「八十三万円」を「八十八万円」に改め、同項の2のニの(2)中「百一万円」を「百七万円」に改め、同項の2のニの(3)中「百十二万円」を「百二十万円」に改め、同項の2のニの(4)中「百四十二万円」を「百五十二万円」に改め、同項の2のニの(5)中「百六十六万円」を「百七十八万円」に改め、同項の2のニの(6)中「三百八十八万円」を「四百七万円」に改め、同項の2のニの(7)中「五百十万円」を「五百三十四万円」に改め、同項の2のニの(8)中「六百二十九万円」を「六百四十九万円」に改め、同項の2のホの(1)中「百十三万円」を「百十八万

円」に改め、同項の2のホの(2)中「百三十四万円」を「百四十一万円」に改め、同項の2のホの(3)中「百五十万円」を「百五十八万円」に改め、同項の2のホの(4)中「百八十三万円」を「百九十四万円」に改め、同項の2のホの(5)中「二百十四万円」を「二百二十六万円」に改め、同項の2のホの(6)中「四百三十五万円」を「四百五十五万円」に改め、同項の2のホの(7)中「五百五十七万円」を「五百八十二万円」に改め、同項の2のホの(8)中「六百七十七万円」を「七百七万円」に改め、同項の2のへの(1)中「五百七十五万円」を「五百九十三万円」に改め、同項の2のへの(2)中「七百二十五万円」を「七百四十七万円」に改め、同項の2のへの(3)中「千七十万円」を「千九十万円」に改め、同表二十の項の1のハの(1)中「四十一万円」を「四十二万円」に改め、同項の1のハの(2)中「五十四万円」を「五十六万円」に改め、同項の1のハの(3)中「七十万円」を「七十三万円」に改め、同項の1のハの(4)中「九十二万円」を「九十六万円」に改め、同項の1のハの(5)中「百四万円」を「百九万円」に改め、同項の1のハの(6)中「百六十万円」を「百六十六万円」に改め、同項の1のハの(7)中「百八十二万円」を「百九十万円」に改め、同項の1のハの(8)中「二百三万円」を「二百十二万円」に改め、同項の1のニの(1)中「四十九万円」を「五十三万円」に改め、同項の1のニの(2)中「六十三万円」を「六十八万円」に改め、同項の1のニの(3)中「九十九万円」を「百三万円」に改め、同

項の1の2の(4)中「百三十一万円」を「百四十一万円」に改め、同項の1の2の(5)中「百七十二万円」を「百七十八万円」に改め、同項の1の2の(6)中「三百三十二万円」を「三百四十三万円」に改め、同項の1の2の(7)中「四百六万円」を「四百十九万円」に改め、同項の1の2の(8)中「四百六十五万円」を「四百八十八万円」に改め、同項の1のホの(1)中「九百十万円」を「九百三十二万円」に改め、同項の1のホの(2)中「千二百四十万円」を「千二百六十万円」に改め、同項の1のホの(3)中「千七百万円」を「千七百三十万円」に改め、同表二十一の項の1中「二千八百円」を「二千九百円」に改め、同項の3中「千八百円」を「千九百円」に改め、同項の4のイ中「五千円」を「六千五百円」に改め、同項の4のロ中「三千四百円」を「四千五百円」に改め、同項の4のハ中「二千七百元」を「三千六百元」に改め、同表二十二の項のイの(1)中「三十一万円」を「三十二万円」に改め、同項のイの(2)中「四十三万円」を「四十六万円」に改め、同項のイの(3)中「七十二万円」を「七十五万円」に改め、同項のイの(4)中「九十六万円」を「百二万円」に改め、同項のイの(5)中「百二十一万円」を「百三十万円」に改め、同項のイの(6)中「二百九十五万円」を「三百十五万円」に改め、同項のイの(7)中「三百六十二万円」を「三百八十七万円」に改め、同項のイの(8)中「四百七十七万円」を「四百四十六万円」に改め、同項のロの(1)中「二百六十六万円」を「二百六十九万円」に改め、同

項のロの(2)中「三百十九万円」を「三百二十三万円」に改め、同項のロの(3)中「四百七十九万円」を「四百八十三万円」に改め、同表二十三の項の1中「二千八百円」を「二千九百円」に改め、同項の3中「千八百円」を「千九百円」に改め、同項の4のイ中「五千円」を「五千七百円」に改め、同項の4のロ中「三千四百円」を「三千八百円」に改め、同表三十四の項中「二千四百円」を「二千百円」に改め、同表三十八の項の1中「二万五千円」を「二万二千元」に改め、同表三十九の項の1中「一万八千元」を「一万九千二百円」に改め、同項の2中「一万六千九百円」を「一万七千七百円」に改め、同表五十四の項のロの(4)中「百八十円」を「百六十円」に改め、同項のハの(1)中「二百二十円」を「二百十円」に、「四円」を「三元」に改め、同項のハの(2)中「二百二十円」を「二百十円」に改め、同項のニの(7)中「九十円」を「八十円」に改め、同表六十五の項の2中「四千六百円」を「五千四百円」に改め、同表六十六の項の2中「千六百円」を「千八百円」に改め、同項の4中「二千二百円」を「千九百円」に改め、同表七十二の三の項の5中「二千元」を「千八百円」に改め、同表八十四の項中「一万九千元」を「一万七千元」に改め、同表八十八の項の1中「三万七千七百円」を「三万三千九百円」に改め、同項の2中「一万七千元」を「一万五千元」に改め、同表九十三の項の次に次のように加える。

<p>九十三の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十二条の七第一項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に関する事務</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の七第一項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査</p>	<p>十四万七千円</p>
<p>九十三の三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の七第七項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に関する事項の変更の認定に関する事務</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の七第七項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に関する事項の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>十三万四千円</p>

本則の表九十四の項中「（昭和四十五年法律第三百三十七号）」を削り、同表百二の項の3及び百三の項の3中「二千円」を「千八百円」に改め、同表百六の項の1中「一万三千円」を「一万二千元」に改め、同項の2中「千九百元」を「千七百元」に改め、同表百六の四の項中「七万五千元」を「六万七千元」に改め、同表百九の項の2中「千五百円」を「千六百元」に改め、同項の3中「千円」を「千百元」に改める。

附 則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、本則の表二十一の項及び二十三の項の改正規定は、同年五月一日から施行する。

理 由

危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額の標準を改定する等の必要があるからである。